

更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093 神戸市中央区二宮町
4-7-6 NSビル3階301
TEL: 078-855-6252
E-mail: hssjk.center@gmail.com



刑務所出所者等就労支援事業について

神戸公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官 佐山 勝一

平素から読者の皆様には、刑務所出所者等就労支援事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業については、平成18年度に法務省と厚生労働省が、刑務所出所者等の就労確保及びその再犯を防止することが改善更生を図るうえで極めて重要であることから、効果的な就労支援事業として連携の強化を開始してから14年目となります。この間、矯正施設等各関係機関様と連携を図り、「無業者であるがために再犯」といったケースを無くすることが重要と考えて取り組んでまいりました。この思いは読者の皆様も一緒かと存じます。

また、平成26年12月16日の犯罪対策閣僚会議において「犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」の宣言がなされました。ハローワークにおいては、求人・求職のマッチング強化はもとより、一人ひとりの特性に応じた就労支援を行うとともに、職場定着に向けた寄り添い型の支援を行っています。

しかしながら、様々な支援があるにもかかわらず、出所後6か月以内で退職する者が約46%という実態の報道を目にいたしました。協力事業主様や兵庫県就労支援事業者機構様、各関係機関様が定着に向け、住居の補助から生活相談まで積極的に取り組みをしていただいても、支援対象者の中には就労意識が未熟なことから無断欠勤や遅刻といった就労上の問題を引き起こし退職してしまうとも聞いています。

支援対象者と信頼関係を構築し寄り添うことは一機関では限界があります。今後とも協力事業主様及び各関係機関様との連携が必要不可欠と思慮いたしておりますので、御協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ハローワーク神戸では神戸保護観察所及び兵庫県就労支援事業者機構様と連携し刑務所出所者等就労支援セミナーを開催しているほか、神戸拘置所様とも連携し神戸拘置所施設内での出所予定者に対する職業相談、職業講話や企業との面接会を実施しています。このような職業相談や職業講話を活用し出所前に就労意識（ビジネスマナー等）の向上を今まで以上に図っていかねばと強く思いました。因みに、平成30年度は2回面接会を実施し、延べ6社の協力事業主様に御参加をいただき、対象受刑者13名全員の採用をいただいたところです。

最後になりますが、刑務所出所者等就労支援事業に関しまして、ハローワークでは受刑者専用求人の取り扱いを実施しています。上記面接会におきましても受刑者専用求人をご提出いただき開催いたしました。事業主の皆様におかれましては、受刑者の方の雇用を御検討の際は、管轄のハローワークの求人担当部門に御一報いただきますようお願い申し上げます。当該求人を受理の際には、非公開受刑者専用求人として、希望される矯正施設管轄ハローワーク及び矯正施設に連絡を行い、斡旋に努めさせていただきます。また、求人票の記載方法等もお気軽に御相談できますので、応募する刑務所出所者の方々に、仕事へのイメージがわく内容としていただければ幸いです。

今後も、刑務所出所者等就労支援事業に御理解と御協力の程、よろしくお願ひいたします。

変化してきた就労対象者の希望職種

再犯防止を実現する為には、本人が仕事に就いて職場に定着することが重要です。その為に本人の希望を尊重することが重要と判断し、支援を行っております。最近、就労希望先に変化が生じております。工場内作業・製造作業・サービス業等の建設業以外の希望が増加しています。他方、雇用を支え大きな力を発揮するのが協力雇用主です。協力雇用主数は現在、全国で22,000社、業種別では53%が建設業となっており、就労希望の多い業種の割合は非常に低くなっております。結果として、対象者が希望しても受け入れできる企業は不足しており、逆に登録数の多い建設業では雇用を希望しても対象者がいない状況です。建設業以外の協力雇用主の更なる登録が望まれます。皆様、かかる状況をご理解いただき、協力雇用主の登録にご協力をお願いいたします。

1. 協力雇用主とは

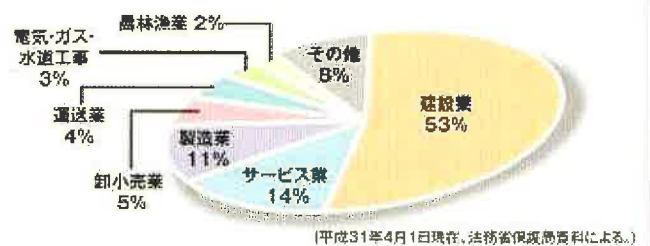
犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として 前歴を理解した上で雇用しようとする事業主の方々に、神戸保護観察所で登録をされた企業のことを言います。

2. 業種別構成

右グラフは、全国の協力雇用主の業種別構成率です。建設業が53%を占めています。

兵庫県では雇用主数は約750社で、業種別構成率は、ほぼ同様です。

＜協力雇用主の業種別構成＞



※法務省 HP 「更生保護を支える人々」より引用
協力雇用主パンフレット <http://www.moj.go.jp/content/001303131.pdf>

3. 就労支援の際の課題

①現協力雇用主の中では見つかりにくい。

就労支援対象者の就労先の選定の際は、本人の希望を尊重し、まず第一に協力雇用主の中から候補を検討させていただいております。冒頭の説明のとおり、最近の職種希望の変化により見つかりにくくなっていますが、実勤務の際の通勤範囲を考慮すると選択範囲が更に狭まり、もっと厳しくなります。

②一般企業への就業の問題点

協力雇用主で就業が出来ない場合は、一般企業で探すこととなりますが困難点があります。まず、履歴書作成時に困ります。そして採用試験でも、運良く採用になっても「前歴が周囲にわかってしまわないか」不安を抱えて勤務することになります。わかってしまった際は、履歴詐称を問われることもあり得ます。

以上の点から極力協力雇用主で雇用されたいものです。

登録は次ページ下段の「協力雇用主登録のお願い」欄を参照してください。

社会復帰への道



協力雇用主 O社 O社長

弊社は、約1年半の間に協力雇用主として3名の対象者を迎え入れてきました。

その3名の内1名は現在も弊社で勤務しており、2名の方は既に退職しています。その2名の内1名は、在籍していた10か月の間に全く違う職種に目標を見つけ、そちらの道に進みました。最後の方は1か月もたたずに退職しています。

私としては、長く勤務をしてくれるのに越したことはないのですが、新しい目標を見つけ、そちらの道に進むことには賛成の気持ちしかありません。

社会復帰とは何なのか、ただ自由のある場所に戻る事なのか。その日その日の生活を送っていきける状態に身を置く事なのか。それとも夢・目標に向かって進んでいく事なのか。人それぞれ答えは違うと思いますが、少なくとも社会の一員として自身の生活の基盤を整え、少し先を見据えられる状態になった時に「社会復帰した。」と言えるのではないのでしょうか。

偉そうなことを言いましたが、自分は若い頃は、やんちゃもし、親に迷惑をかけてきました。そのような社会生活を経験した中で至った考えです。それ以前の私は、社会のルールを守ることよりも自分のやりたいことを実現させることを優先させてきました。しかも可能な限り早く、苦勞の少ない方法で。その中で、自分は社会の一員であるという自覚は希薄で「自分がやりたいことをやって何が悪い。」ぐらいの感じだったかもしれません。

そして、その長い時間をただ過ごすのではなく、その後の糧とすべく考え、準備を行ってきたこと。失ってしまったモノを取り返すだけでなく、それ以上のモノをつかみ取ろうと日々を送ってきた結果が今の自分です。自分にもできたのだから、多くの方が気持ち次第で大きなことを成し遂げられると思います。

そして、余談となりますが、協力雇用主になる際に背中を押してくれたのは、やんちゃ時代のことを良く知った上で雇用して下さった方への感謝の気持ちです。今後は、微力ではありますが、対象者が社会復帰できる一助となればと協力雇用主として努力してまいります。

就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 就労支援担当 (佐藤・渡部・清瀬)

TEL : 078-351-4004



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホゴちゃん

『更生保護就労支援シンポジウム』開催のご案内

兵庫県・神戸保護観察所主催の「更生保護就労支援シンポジウム」が、今年で6回目となり『続ける努力・支える力』をキャッチフレーズに開催されます。

第一部の基調講演は、講師に株式会社平井料理システム 代表取締役 平井利彦様をお迎えし、「仕事を長続きさせるためには」をテーマにお話しいたします。

第二部のパネルディスカッションでは、コーディネーターに神戸保護観察所長 生駒貴弘様、パネリストに播磨社会復帰促進センター OSS サービス株式会社 社会復帰促進部 古川直美様、株式会社平井料理システム 代表取締役 平井利彦様、中央区保護司会 理事 園田躬代様をお迎えし、「続ける努力・支える力」について討論いただきます。

多数のご参加をお待ちしております。

日 時 : 令和元年11月11日(月) 13時30分～16時15分

場 所 : 兵庫県民会館 11階 パルテホール

※詳細は、『リーフレット』をご覧ください。

兵庫県からのお知らせ



保護観察対象者等就労支援プログラム

県からの委託を受けた人材教育会社（ヒューマンアカデミー（株））が、保護観察対象者等を一定期間雇用（有給）し、就労に向けたビジネス基礎研修や職場体験を行い、対象者の就職活動を支援するプログラムです。

11～12月に後期課程を実施しますので、ご興味がおありの方はお問い合わせください。



刑務所出所者等雇用導入促進事業

保護観察所又はコレワークを通じて刑務所出所者等を初めて雇い入れた事業主に対して、最大4ヶ月間の人件費・研修費の補助を行っています。雇用を予定されている事業主の方は、お問い合わせください。

【お問い合わせ】兵庫県産業労働部労政福祉課
TEL : 078-362-9168

<出張コレワークのお知らせ> 10月17日(木) 13～16時 ハローワーク尼崎

出所者等と事業者の就労マッチングを行うコレワーク西日本（法務省の出先機関）が、県下ハローワークに出向き、対象者の雇用を検討されている事業主の方のご相談を行う出張コレワークが開催されます。コレワーク担当者に直接相談できるチャンスですので、ご興味がおありの方は、ぜひお立ち寄りください。 【お問い合わせ】コレワーク西日本 0120-29-5089

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

～編集後記～

「世界一安全な国日本」を目指す施策である再犯防止の旗印の下、皆様方のご協力を頂き、本年度も就労支援及び定着支援の数も大幅に増加し、支援を受けた方の自立更生に少しでも役に立ったと自負しております。

今年は更生保護制度施行70周年を迎え、あやまちを犯した人の立ち直りたいという気持ちに寄り添い、当機構職員一同なお一層の努力をして行く覚悟であります。

